

磐田市立公民館条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 磐田市は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第21条第1項の規定に基づき、公民館を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 磐田市立岩田公民館 磐田市勾坂上 615 番地 1</p> <p>(2) 磐田市立大藤公民館 磐田市大久保 279 番地 2</p> <p>(3) 磐田市立向笠公民館 磐田市向笠竹之内 372 番地 1</p> <p>(4) 磐田市立田原公民館 磐田市三ヶ野 1045 番地 3</p> <p>(5) 磐田市立御厨公民館 磐田市鎌田 1876 番地</p> <p>(6) 磐田市立南御厨公民館 磐田市東新屋 613 番地</p> <p>(7) 磐田市立西貝公民館 磐田市西貝塚 1377 番地 5</p> <p>(8) 磐田市立南公民館 磐田市下岡田 142 番地 1</p> <p>(9) 磐田市立長野公民館 磐田市小島 374 番地</p> <p>(10) 磐田市立見付公民館 磐田市見付 2385 番地 10</p> <p>(11) 磐田市立中泉公民館 磐田市中泉 2404 番地 1</p> <p>(12) 磐田市立福田公民館 磐田市福田 1587 番地 1</p> <p>(13) 磐田市立竜洋公民館 磐田市豊岡 6605 番地 3</p> <p>(14) 磐田市立豊田北公民館 磐田市加茂 3 番地</p> <p>(15) 磐田市立豊田西公民館 磐田市池田 407 番地 1</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 公民館に館長その他の必要な職員を置く。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ磐田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の使用を許可しない。</p> <p>(1) その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 磐田市は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第21条第1項の規定に基づき、公民館を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 磐田市立岩田公民館 磐田市勾坂上 615 番地 1</p> <p>(2) 磐田市立大藤公民館 磐田市大久保 279 番地 2</p> <p>(3) 磐田市立向笠公民館 磐田市向笠竹之内 372 番地 1</p> <p>(4) 磐田市立田原公民館 磐田市三ヶ野 1045 番地 3</p> <p>(5) 磐田市立御厨公民館 磐田市鎌田 1876 番地</p> <p>(6) 磐田市立南御厨公民館 磐田市東新屋 613 番地</p> <p>(7) 磐田市立西貝公民館 磐田市西貝塚 1377 番地 5</p> <p>(8) 磐田市立南公民館 磐田市下岡田 142 番地 1</p> <p>(9) 磐田市立長野公民館 磐田市小島 374 番地</p> <p>(10) 磐田市立見付公民館 磐田市見付 2385 番地 10</p> <p>(11) 磐田市立中泉公民館 磐田市中泉 2404 番地 1</p> <p>(12) 磐田市立福田公民館 磐田市福田 1587 番地 1</p> <p>(13) 磐田市立竜洋公民館 磐田市豊岡 6605 番地 3</p> <p>(14) 磐田市立豊田北公民館 磐田市加茂 3 番地</p> <p>(15) 磐田市立豊田西公民館 磐田市池田 407 番地 1</p> <p>(16) 磐田市立豊岡東公民館 磐田市敷地 1187 番地 3</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 公民館に館長その他の必要な職員を置く。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ磐田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の使用を許可しない。</p> <p>(1) その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p>

- (2) 公民館の管理上支障があるとき。
(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、その使用が適当でないとき。
(使用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、第4条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を制限し、若しくは停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
(3) 使用の許可条件に違反したとき。
(4) 公益上教育委員会が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定によって、使用者に損害が生じても、教育委員会はその責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

第7条 使用者は、公民館を許可された目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第8条 使用者は、公民館を使用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、公民館の使用を終了したとき、又は第6条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに公民館を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用料)

第10条 公民館の使用料は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号から第11号に掲げる公民館にあっては、使用料を徴収しない。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第14号及び第15号に掲げる公民

(2) 公民館の管理上支障があるとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、その使用が適当でないとき。
(使用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、第4条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を制限し、若しくは停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
(3) 使用の許可条件に違反したとき。
(4) 公益上教育委員会が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定によって、使用者に損害が生じても、教育委員会はその責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

第7条 使用者は、公民館を許可された目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第8条 使用者は、公民館を使用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、公民館の使用を終了したとき、又は第6条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに公民館を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用料)

第10条 公民館の使用料は、別表第1から別表第7までのとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が社会教育活動又は公益のために使用する場合は、使用料を徴収しない。ただし、磐田市立福田公民館ホール、磐田市立竜洋公民館大ホール及びこれらホールと併用して使用する会議室等並びに附属設備については、この限りでない。

館にあっては、使用者が社会教育活動のために利用する場合は、使用料は徴収しない。ただし、附帯設備については、この限りでない。

4 公民館の利用者は、第1項の使用料を、使用許可を受けた際、納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体若しくはこれらに類する団体の使用に係る場合で、教育委員会が特にやむを得ないと認めるときは、使用日後の期日を指定して使用料を納付させることができる。

(使用料の減額又は免除)

第11条 市長は、第2条第12号から第15号に掲げる公民館を他の公益のため利用する場合で、特に必要があると認めるときは、前条第1項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由で公民館の使用ができなくなったとき。

(2) 使用者が、この条例に基づく規則で定めた日までに使用許可の取消しを願い出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者及び入館者は、公民館の建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について教育委員会の裁定する額を賠償しなければならない。

ただし、教育委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(過料)

第15条 詐欺その他不正の行為により、第10条に規定する使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

3 公民館の利用者は、第1項の使用料を、使用許可を受けた際、納付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体若しくはこれらに類する団体の使用に係る場合で、教育委員会が特にやむを得ないと認めるときは、使用日後の期日を指定して使用料を納付させることができる。

(使用料の減額又は免除)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由で公民館の使用ができなくなったとき。

(2) 使用者が、この条例に基づく規則で定めた日までに使用許可の取消しを願い出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者及び入館者は、公民館の建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について教育委員会の裁定する額を賠償しなければならない。

ただし、教育委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(過料)

第15条 詐欺その他不正の行為により、第10条に規定する使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

別表第1(第10条関係)

磐田市立岩田公民館・大藤公民館・向笠公民館・田原公民館・御厨公民館・南御厨公

民館・西貝公民館・南公民館・長野公民館・見付公民館・中泉公民館使用料

施設名	区分	時間		
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
岩田公民館	視聴覚室	円 1,000	円 1,000	円 1,250
	研修室1	300	300	400
	研修室2	300	300	400
	研修室3	500	500	650
	講義室	500	500	650
	調理室	500	500	650
	体育館	500	500	1,500
大藤公民館	視聴覚室	1,500	1,500	1,900
	第1研修室	500	500	650
	第2研修室	500	500	650
	第3研修室	300	300	400
	第1会議室	300	300	400
	第2会議室	300	300	400
	講義室	500	500	650
	体育館	500	500	1,500
向笠公民館	視聴覚室	1,500	1,500	1,900
	第1研修室	300	300	400
	第2研修室	500	500	650
	第3研修室	500	500	650
	第4研修室	300	300	400
	第1会議室	300	300	400
	第2会議室	300	300	400
	講義室	500	500	650

	体育館	500	500	1,500
田原公民館	視聴覚室	1,500	1,500	1,900
	研修室1	300	300	400
	研修室2	300	300	400
	研修室3	500	500	650
	研修室4	500	500	650
	講義室	300	300	400
	体育館	500	500	1,500
	御厨公民館	視聴覚室	1,000	1,000
研修室1		300	300	400
研修室2		500	500	650
研修室3		500	500	650
講義室		500	500	650
調理室		500	500	650
体育館		500	500	1,500
南御厨公民館		視聴覚室	1,000	1,000
	第1研修室	300	300	400
	第2研修室	500	500	650
	第3研修室	500	500	650
	講義室	500	500	650
	調理室	500	500	650
	体育館	500	500	1,500
	西貝公民館	和室北	300	300
和室南		300	300	400
和室東		500	500	650
和室西		300	300	400
会議室		1,000	1,000	1,250

	調理室	500	500	650
南公民館	研修室1	500	500	650
	研修室2	500	500	650
	研修室3	300	300	400
	講義室	1,000	1,000	1,250
	体育館	500	500	1,500
長野公民館	視聴覚室	1,500	1,500	1,900
	和室1	300	300	400
	和室2	300	300	400
	和室3	500	500	650
	和室4	500	500	650
	会議室	500	500	650
	体育館	500	500	1,500
見付公民館	視聴覚室	1,500	1,500	1,900
	第1会議室	300	300	400
	第2会議室	300	300	400
	第3会議室	500	500	650
	第1講義室	1,000	1,000	1,250
	第2講義室	1,000	1,000	1,250
	第3講義室	500	500	650
	料理実習室	500	500	650
	工芸室	1,000	1,000	1,250
	体育館	500	500	1,500
	中泉公民館	視聴覚室	1,500	1,500
第1会議室		300	300	400
第2会議室		300	300	400
第3会議室		500	500	650

別表第1(第10条関係)

磐田市立福田公民館使用料

区分		時間	午前9時から正午	午後1時から午後	午後6時から午後
		まで	まで	5時まで	9時30分まで
ホール	舞台含む		円	円	円
			7,500	9,000	12,000
	舞台なし		4,000	5,000	6,000
和室1(10畳2間)			1,000	1,200	1,500
和室2(8畳2間)			800	900	1,200
講義室			800	1,000	1,300
会議室1			800	900	1,200
会議室2			800	900	1,200

第4会議室	300	300	400
第1講義室	500	500	650
第2講義室	1,000	1,000	1,250
調理実習室	500	500	650
工芸室	1,000	1,000	1,250
体育館	500	500	1,500

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 2 磐田市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、使用料の1時間当たりの金額に当該使用料の1時間当たりの金額の50パーセントに相当する額を加算する。この場合において、超過時間が、30分未満は切捨て、30分以上は1時間として計算する。
- 4 体育館の2分の1面を使用する場合は、この表に定める使用料の2分の1の額とする。
- 5 使用料の計算において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2(第10条関係)

磐田市立福田公民館使用料

区分		時間	午前9時から正午	午後1時から午後	午後6時から午後
		まで	まで	5時まで	9時30分まで
ホール	舞台含む		円	円	円
			7,500	9,000	12,000
	舞台なし		4,000	5,000	6,000
和室1(10畳2間)			1,000	1,200	1,500
和室2(8畳2間)			800	900	1,200
講義室			800	1,000	1,300
会議室1			800	900	1,200
会議室2			800	900	1,200

会議室3	500	600	700
リハーサル室	500	600	900
視聴覚室	500	600	900
ミーティングルーム	500	600	700

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 2 磐田市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。

会議室3	500	600	700
リハーサル室	500	600	900
視聴覚室	500	600	900
ミーティングルーム	500	600	700

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 2 磐田市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、使用料の1時間当たりの金額に当該使用料の1時間当たりの金額の50パーセントに相当する額を加算する。この場合において、超過時間が、30分未満は切捨て、30分以上は1時間として計算する。
- 4 使用料の計算において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第3(第10条関係)

磐田市立福田公民館附属設備使用料

種別	単位	使用料	摘要
音響反射板	1式	円 1,050	
金屏風	1双	520	
平台	1台	210	
コントラバス用椅子	1脚	50	
演台	1式	310	
司会者台	1台	100	
ピアノ	1台	2,100	調律料は含まない。
電子ピアノ	1台	520	
ボーダーライト	1列	520	
サスペンションライト	1台	520	
シーリングスポットライト	1列	1,570	

フロントサイドスポットライト	1式	520	
アッパーホリゾンライト	1列	520	
ロアーホリゾンライト	1列	310	
フットライト	1列	310	
センターピンスポットライト	1台	520	
カラーフィルター	1枚	50	
エフェクトライトスポット	1台	520	
音響調整卓	1式	2,100	
移動型スピーカ	1台	210	
ダイナミック型マイクロホン	1本	310	
コンデンサー型マイクロホン	1本	310	
ワイヤレスハンド型マイクロホン	1本	310	
ワイヤレスタイピン型マイクロホン	1本	310	
8CHマルチBOX	1台	210	
カセットCDテープレコーダー	1台	310	
映写機	1台	1,050	
スライド映写機	1台	310	
和太鼓(大)	1台	1,050	
和太鼓(小)	1台	210	

備考

- 1 使用単位は、ホール等の使用時間の区分による午前・午後・夜間を各1回とする。
- 2 磐田市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、使用料の1時間当たりの金額に当該使用料の1時間当たりの金額の50パーセントに相当する額を加算する。この場合において、超過時間が、30分未満は切捨て、30分以上は1時間として計算する。
- 4 この表に定めのない備品及び持込み器具等についての使用料は、類似する附属設備の使用料の額に準じて市長が別に定める。

別表第2(第10条関係)

磐田市立竜洋公民館使用料

区分	時間	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から
		正午まで	午後5時まで	午後9時30分まで	午後9時30分まで
一階	大ホール	円 10,500	円 15,750	円 21,000	円 42,000
	舞台のみ	1,050	1,470	2,100	4,200
	小ホール	2,100	2,730	3,150	6,300
	練習室	630	840	1,050	2,100
	談話室A	420	630	840	1,680
	談話室B	210	420	630	1,050
	談話室C	210	420	630	1,050
	ホールロビーIF	2,100	2,730	3,150	6,300
	屋台ホール	1,050	1,470	2,100	4,200
	ガーデンステージ	2,100	2,730	3,150	6,300
二階	会議室(201)	840	1,050	1,680	3,150
	会議室(202)	420	630	840	1,680
	講義室(203)	630	840	1,050	2,100
	講義室(204)	630	840	1,050	2,100
	学習室(205)	420	630	840	1,680
	会議室(206)	420	630	840	1,680
	研修室(207)	630	840	1,050	2,100
	和室(208)	420	630	840	1,680
	和室(209)	420	630	840	1,680
	研修室(210)	630	840	1,050	2,100

5 使用料の計算において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第4(第10条関係)

磐田市立竜洋公民館使用料

区分	時間	午前9時から正	午後1時から午	午後6時から午
		午まで	後5時まで	後9時30分まで
一階	大ホール	円 10,500	円 15,750	円 21,000
	舞台のみ	1,050	1,470	2,100
	小ホール	2,100	2,730	3,150
	練習室	630	840	1,050
	談話室A	420	630	840
	談話室B	210	420	630
	談話室C	210	420	630
	ホールロビーIF	2,100	2,730	3,150
	屋台ホール	1,050	1,470	2,100
	ガーデンステージ	2,100	2,730	3,150
二階	会議室(201)	840	1,050	1,680
	会議室(202)	420	630	840
	講義室(203)	630	840	1,050
	講義室(204)	630	840	1,050
	学習室(205)	420	630	840
	会議室(206)	420	630	840
	研修室(207)	630	840	1,050
	和室(208)	420	630	840
	和室(209)	420	630	840
	研修室(210)	630	840	1,050

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 2 磐田市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、使用料の1時間当たりの金額に当該使用料の1時間当たりの金額の50パーセントに相当する額を加算する。この場合において、超過時間が、30分未満は切捨て、30分以上は1時間として計算する。

別表第3(第10条関係)

磐田市立竜洋公民館附属設備使用料金表

種別	単位	使用料	摘要
音響反射板	1式	円 2,100	
金屏風	1双	520	
司会者台	1台	100	
長座布団	1枚	100	
高座用座布団	1枚	100	
緋毛氈	1枚	210	
めくり台	1台	100	
平台	1台	210	
開き足	1脚	100	
演台	1式	310	
指揮者台	1台	100	
コントラバス用椅子	1脚	50	
ピアノ(アップライト)	1台	520	調律別
ピアノ(ヤマハ・カワイ)	1台	2,100	"

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 2 磐田市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、使用料の1時間当たりの金額に当該使用料の1時間当たりの金額の50パーセントに相当する額を加算する。この場合において、超過時間が、30分未満は切捨て、30分以上は1時間として計算する。
- 4 使用料の計算において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第5(第10条関係)

磐田市立竜洋公民館附属設備使用料

種別	単位	使用料	摘要
音響反射板	1式	円 2,100	
金屏風	1双	520	
司会者台	1台	100	
長座布団	1枚	100	
高座用座布団	1枚	100	
緋毛氈	1枚	210	
めくり台	1台	100	
平台	1台	210	
開き足	1脚	100	
演台	1式	310	
指揮者台	1台	100	
コントラバス用椅子	1脚	50	
ピアノ(アップライト)	1台	520	調律料は含まない。
ピアノ(ヤマハ・カワイ)	1台	2,100	"

ピアノ(ベーゼンドルファー)	1台	5,250	"
ボーダーライト	1列	520	
サスペンションライト	1台	520	
アッパーホリゾンライト	1列	520	
トーメンタルスポットライト	1式	520	
フロントサイドスポットライト	1式	520	
シーリングスポットライト	1列	1,570	
コンダクタースポットライト	1台	210	
フットライト	1列	310	
ロアーホリゾンライト	1列	310	
センターピンスポットライト	1台	520	
天井反射板ライト	1式	520	
SSライトスポット	1台	520	
エフェクトライトスポット	1台	520	
ミラーボール	1台	520	
ストロボ	1台	520	
カラーフィルター	1枚	50	
スライドキャリアマスク	1台	520	
パーライト	1台	520	
浪マシーン	1台	520	
トツスポットライト	1台	520	
フレネルスポットライト	1台	520	
エフキュースポットライト	1台	520	
スパイラルマシン	1台	520	
ピュアビジョン	1台	520	
音響調整卓	1式	2,100	
オープンテープレコーダー	1台	520	

ピアノ(ベーゼンドルファー)	1台	5,250	"
ボーダーライト	1列	520	
サスペンションライト	1台	520	
アッパーホリゾンライト	1列	520	
トーメンタルスポットライト	1式	520	
フロントサイドスポットライト	1式	520	
シーリングスポットライト	1列	1,570	
コンダクタースポットライト	1台	210	
フットライト	1列	310	
ロアーホリゾンライト	1列	310	
センターピンスポットライト	1台	520	
天井反射板ライト	1式	520	
SSライトスポット	1台	520	
エフェクトライトスポット	1台	520	
ミラーボール	1台	520	
ストロボ	1台	520	
カラーフィルター	1枚	50	
スライドキャリアマスク	1台	520	
パーライト	1台	520	
浪マシーン	1台	520	
トツスポットライト	1台	520	
フレネルスポットライト	1台	520	
エフキュースポットライト	1台	520	
スパイラルマシン	1台	520	
ピュアビジョン	1台	520	
音響調整卓	1式	2,100	
オープンテープレコーダー	1台	520	

コンパクトディスクプレーヤー	1台	310
カセットテープレコーダー	1台	310
移動型FBスピーカ	1台	210
3点吊マイク装置	1式	310
吊マイクロフォン	1本	310
マイクエレベーター装置	1式	210
エアモニターマイク装置	1式	210
サブミキサー	1台	520
インカム装置	1式	310
コンデンサー型マイクロホン	1本	310
ダイナミック型マイクロホン	1本	310
ワイヤレスハンド型マイクロホン	1本	310
ワイヤレスタイピン型マイクロホン	1本	310
ポータブル8CHマルチBOX	1台	210
ヘッドホン	1台	100
カフ	1個	100
エコーマシン	1台	310
イコライザー	1台	310
リミッター	1台	310
MDデッキ	1台	310
DATテープレコーダー	1台	310
音響電源(1KW)	1回	100
映写機(16ミリ)	1台	1,050
音響調整卓(小ホール)	1台	520
レーザーカラオケセット	1台	520
カセットCDテープレコーダー	1台	310
コントロール卓(講義室)	1台	520

コンパクトディスクプレーヤー	1台	310
カセットテープレコーダー	1台	310
移動型FBスピーカ	1台	210
3点吊マイク装置	1式	310
吊マイクロフォン	1本	310
マイクエレベーター装置	1式	210
エアモニターマイク装置	1式	210
サブミキサー	1台	520
インカム装置	1式	310
コンデンサー型マイクロホン	1本	310
ダイナミック型マイクロホン	1本	310
ワイヤレスハンド型マイクロホン	1本	310
ワイヤレスタイピン型マイクロホン	1本	310
ポータブル8CHマルチBOX	1台	210
ヘッドホン	1台	100
カフ	1個	100
エコーマシン	1台	310
イコライザー	1台	310
リミッター	1台	310
MDデッキ	1台	310
DATテープレコーダー	1台	310
音響電源(1KW)	1回	100
映写機(16ミリ)	1台	1,050
音響調整卓(小ホール)	1台	520
レーザーカラオケセット	1台	520
カセットCDテープレコーダー	1台	310
コントロール卓(講義室)	1台	520

ビデオプロジェクター	1台	310
データビューアー	1式	210
映像・音声制御架	1式	310
スライド映写機	1台	310
レクチャー卓	1台	100
卓上マイクロホン	1本	100

備考

- 1 使用単位は、大ホール等の使用時間の区分による午前・午後・夜間を各1回とする。
- 2 磐田市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、使用料の1時間当たりの金額に当該使用料の1時間当たりの金額の50パーセントに相当する額を加算する。この場合において、超過時間が、30分未満は切捨て、30分以上は1時間として計算する。
- 4 この表に定めのない備品及び持込み器具等についての使用料は、類似する附属設備又は備品の使用料金の額に準じた額とする。

別表第4(第10条関係)

磐田市立豊田北公民館及び豊田西公民館使用料

施設名	区分	時間		
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
北公民館	講堂	円 630	円 630	円 730
	研修室	360	360	470
	和室	360	360	470
	調理室	520	520	630
西公民館	講堂	630	630	730
	研修室	360	360	470
	和室	360	360	470

ビデオプロジェクター	1台	310
データビューアー	1式	210
映像・音声制御架	1式	310
スライド映写機	1台	310
レクチャー卓	1台	100
卓上マイクロホン	1本	100

備考

- 1 使用単位は、大ホール等の使用時間の区分による午前・午後・夜間を各1回とする。
- 2 磐田市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、使用料の1時間当たりの金額に当該使用料の1時間当たりの金額の50パーセントに相当する額を加算する。この場合において、超過時間が、30分未満は切捨て、30分以上は1時間として計算する。
- 4 この表に定めのない備品及び持込み器具等についての使用料は、類似する附属設備の使用料の額に準じて市長が別に定める。
- 5 使用料の計算において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第6(第10条関係)

磐田市立豊田北公民館及び豊田西公民館使用料

施設名	区分	時間		
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
豊田北公民館	講堂	円 630	円 630	円 730
	研修室	360	360	470
	和室	360	360	470
	調理室	520	520	630
豊田西公民館	講堂	630	630	730
	研修室	360	360	470
	和室	360	360	470

調理室	520	520	630
-----	-----	-----	-----

備考

- 1 コンセント及び冷暖房を附帯設備とする。
- 2 コンセントを使用する場合は、別に実費を徴収する。
- 3 冷暖房を使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセント相当額を加算する。
- 4 磐田市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 5 使用料の計算において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

調理室	520	520	630
-----	-----	-----	-----

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 2 磐田市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、使用料の1時間当たりの金額に当該使用料の1時間当たりの金額の50パーセントに相当する額を加算する。この場合において、超過時間が、30分未満は切捨て、30分以上は1時間として計算する。
- 4 使用料の計算において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第7(第10条関係)

磐田市立豊岡東公民館使用料

区分	時間	午前8時30分から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時30分まで
		円	円	円
視聴覚室		500	500	650
講義室		500	500	650
研修室A		300	300	400
研修室B		300	300	400
料理実習室		500	500	650
体育館		500	500	1,500

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 2 磐田市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の50パーセントに相当する額を加算する。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、使用料の1時間当たりの金額に当該使用料の1時間当たりの金額の50パーセントに相当する額を加算する。この場合において、超過時間が、30分未満は切捨て、30分以上は1時間として計算する。

- 4 体育館の2分の1面を使用する場合は、この表に定める使用料の2分の1の額とする。
- 5 使用料の計算において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。